

長野市農業委員会 第 22 回総会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 11 月 30 日 (火)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 6 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一 6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一 8 番 青木 明夫 9 番 小林 清男
10 番 村田千代春 11 番 佐藤 太吉 12 番 小滝 愛子
13 番 北村 守 14 番 中島 清 15 番 林部 安壽
16 番 羽田 悟 18 番 関 正和 19 番 吉原 俊夫
20 番 松田 光平 21 番 酒井 昌之 22 番 塚田 厚
23 番 和田 修 24 番 北原 幸平 25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
17 番 中澤 澄夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 市川 隆道 主幹兼事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 西澤 忠 係 長 大前 健
係 長 曾根 明美
農業政策課係長 市川 和正 農業政策課主事 山田 実咲
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 195 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 196 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 197 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 198 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 199 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 200 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について
議案第 201 号 非農地決定について
報告第 90 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 91 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 92 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 202 号 別段の面積 (下限面積) について
議案第 203 号 長野市農政懇談会について
議案第 204 号 農地等利最適化推進施策に関する意見書について

曾根会長代理　みなさまご苦労さまです。各地域で人・農地プランが進んでいると思います。今日もまた会長からの話にもありますが、荒廃地について補助事業等によって再生をお願いしたいと思います。私のところでは、補助制度はありませんが、昨日10名ほどで約4反歩の遊休農地の解消を図るため、草刈りから耕起まで実施しました。また1月からは各集落に入って具体的に進めていきたいと思っております。

さて、第22回の総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和ですが、通常ですと委員の皆さんにご唱和いただくのですが、新型コロナウイルス感染対策のために、私が農業委員会憲章を読み上げますので委員の皆さんは着席のまま黙読をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理　ありがとうございました。では、ただ今から第22回総会を開催いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。本日の総会につきましては、現在の出席委員数は在任委員25名中23名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3号に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は17番 中澤澄夫委員、また遅刻される委員につきましては、21番 酒井昌之委員であります。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　あらためまして、皆さん、こんにちは。年末あと残すところ1カ月を控えて、その上お忙しい中、本日の総会にご参集いただきまして、誠に苦労さまでございます。ありがとうございます。

新しい荻原新市長さん、いよいよ活動をスタートされました。いろいろな目先の課題もあるのですが、農業関係についても先頃、果物のトップセール等々の新聞報道もされております。これから機会を得ながら、私どもとしても農業委員会のアピールを市政のほうにもしていきたいと思っております。当面12月の13日ですが、私と曾根代理の2人で新任のご挨拶、それから意見交換させていただくことで時間を取らせていただいております。また状況につきましては役員会、総会等でご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日のまず一つは農地のつぶやきにも書かせていただきましたけれども、荒廃農地の再生支援制度というのが農業政策課を中心に立案していただきまして、今年の6月から制度をスタートしたわけですが、残念ながらまだ今のところ、

実績としてはゼロだという報告を農政課から受けております。一方では委員の皆さんや最適化推進委員の皆さんから、いろいろと荒廃地の解消には、経費も掛かるので困るんだというようなお話も耳にしております。そういった面からすると、まだまだこの制度が、委員や推進委員の皆さんがたを含めて、直接農家の方々に伝わっていないのではないかなというふうに、私どもも思いまして、急きょ農業政策課にお願いをして、各調査会で制度の説明をあらためてさせていただきました。またこのチラシも私の気持ちも含めて今回作ってもらいましたので、全員の方にお配りしたということです。

当然、これは、委員さん方へのサンプルであって、できればこれから農家相談会や各区でいろいろな活動あると思いますけども、これをコピーしていただいて、大いにPRしていただきたいと思います。必要であれば、農業政策課に言えばこれをコピーしますよということを言っておりますので、できる限りこの情報を流していただきたいと思います。長野市の単独事業でございますので、そういった意味で、ぜひ活用いただきたいというふうに思います。私ども農業委員会としても了承をした以上の一端の責任はございますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それから二つ目ですけれども、当然、中山間地域の委員の皆さんや推進委員の方はご存じかと思っておりますけれども、地域おこし協力隊という制度を導入してからもう7、8年になりますよね。約100名以上の方が既に各地域、特に初任地を中心に生活を含めて定着をし始めております。相当、具体的な実績を出されておられます地域おこし協力隊の方もございます。この制度につきましては、当初、本当に全く知らない所に来て、地域の人とコミュニケーションを含めて、そういった支援ができるのかということで心配をしましたがけれども、おかげ様で今になれば、あちこちで地域おこし協力隊の皆さん方が、ものすごく頑張っただいて活動しているというふうに聞いています。

そういった中において、私ども農業委員、それから最適化推進委員の皆さんがたも、ぜひこの地域おこし協力隊の皆さまがたとのコミュニケーションを十分、取っていただきたい。必要に応じて、全く新しい土地での協力隊の活動でございますので、地域の先輩として相談役になっていただければというふうに思っております。私も時々地域おこし協力隊の皆さん方とお話はさせていただきますけども、やっぱりいざ地域のことになると、一歩引くというような事案もあるようでございます。私ども農業委員なり最適化推進委員をいい意味で使っていただい

て、地域の活性化に結び付いていただければありがたいというふうに思っています。

今日、地域活動支援課にお願いをしまして、このパンフレットを作ってもらいまして、農業委員と推進委員の皆さんがた全員にお配りをしました。今現在誰が協力隊のメンバーになっているかということなどきめ細かくまとめてもらっていますので、どうぞこの資料を使いながらコンタクトを取っていただければありがたいと思います。

それから、11月の16日の日にビッグハットで行われました長野県農業委員会大会に参加いただきましてありがとうございました。ご苦労さまでした。ほぼ全員の方がご参加いただきましたけれども、今回コロナの関係で一時、開催も危ぶまれましたが、やり方を含めて再検討し、約1,200名の方のご参加をいただきまして開催することができました。特に私自身、この大会で感じたことは、阿部県知事さんが農業に詳しくて、結構細かいところまで踏み込んだ内容になっており、深い造詣を持っていると感じました。

最後になりますけれど、コロナの関係でございます。既にご承知のとおり、新しい気になるオミクロン株というコロナの病原体がまた出てまいりました。国では、とにかく水際作戦で何とか止められればいいですけれども、本当にこの結果がきちっとした形で終わればいいなと思っています。私ども全体としては、これから一気に、今までの停滞した経済を、私どもの活動を含めて盛り返していきたいというスタートの矢先でございますので、そういった面からは何とか落ち着いてもらえればありがたいなと思うし、私どももこれから年末年始、人との接触の回数も多くなりますので、三密の回避だとかマスクの着用だとか、そういったことを徹底してやっていきたいというふうに思っていますので、よろしくご協力お願いしたいと思います。

本日は経基法等々もございます。議題の内容も盛りだくさんでございますので、皆さん方の忌憚のないご意見をいただきながら、総会を慎重に進めていきたいというふうに思っていますので、ご協力よろしくお願ひいたします。以上をもちまして私の冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして市川事務局長よりご挨拶をお願いします。

市川事務局長

どうも、こんにちは。市川でございます。本日はご多用の中、青木会長をはじめ、委員の皆さまがたには、第22回長野市農業委員会総会にご出席をいただきましてありがとうございます。コロナにつきましては、先ほど会長のご挨拶にあったとおりで

ございまして、引き続き総会等農業委員会活動におきましては、対策に努めながら進めさせていただきたい、こういうふうを考えております。

さて、こちらでも会長挨拶にございましたが、11月11日に荻原新市長が就任いたしました。今後、委員の皆さま方とは農政懇談会等の場で交流をする場面が出てまいりますけれども、農産物のトップセールスなど、市長の知名度を生かした農業振興対策に期待をしていきたいと、こういうふうを考えております。本日の会議事項は農地法関係等議案が10件、報告案件3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

曾根会長代理

ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは会則に基づきまして、私が議事進行を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。スムーズな議事進行ができますよう、委員各位のご協力をあらためてお願いを申し上げます。

最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号20番 松田光平委員と、議席番号23番 和田修委員にお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定になってございます。本日、議事案件に関しまして、議案第199号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定において、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員の議事に参与することができない案件がございます。この他に、本日の議案案件の中に委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申しください。いかがですか。別紙1以外はなしでよろしいですね。

【該当者なし】

議長

確認をさせていただきました。それでは次に進ませていただきます。次に議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

西澤係長

事務局の西澤と申します。よろしくお願い申し上げます。本総会での新たな訂正はございませんが、地区調査会で報告いたしました農業経営基盤強化促進法関係の訂正につきまして、再度ご報告させていただきますのでご確認をお願いしたいと思

ます。まず別冊 1-1、議案第 199 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について①の 1 ページ、2 ページ、農用地利用集積計画集計表であります。集計数値に変更が生じたので、地区調査会でお配りしました差し替えページのほうに訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、17 ページの利用権設定関係 10 年以上（賃貸借権）の番号 5 でありますが、貸付人の変更により記載内容に変更が生じたので、地区調査会でお配りしました差し替えページのほうに訂正をお願いしたいものであります。議案の訂正につきましては以上であります。

議 長 議事に入ります。農地法等に関わる事項についてを審議いたします。議案第 195 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。初めに本日の資料ですが、農地法の議案に関わる本冊の他に、農業経営基盤強化促進法に関するものが別冊 1-1、1-2、1-3 の 3 冊、それから経基法の規定により定めた集積計画の一部取り消しに関する別冊 2 がございます。よろしくをお願いいたします。それでは着座にて失礼をいたします。議案第 195 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。第 22 回総会農地法等議案の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 5 ページの 16 番までの 16 件でございます。内容は所有権移転案件が 15 件、賃貸借権設定案件が 1 件となります。なお 1 ページの 4 番は農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。本議案は長野市農業委員会規則第 3 条第 8 項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番から 3 番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー 1 から 3 の 3 件について検討いたしました。地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められたため、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きます、中部地区調査会長から、4番から7番、お願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。4番は農家創設であります、これまでも母親なりお姉さんと一緒に手伝いながらやってきたということでありまして、営農計画等、特に問題はありませんが、5番から7番も許可条件に適合しており問題はありますが、6番だけ簡潔に補足をいたします。後で、4条5条でも同じところが出てきますので簡単にいきます。まず6番のところの渡人、学校法人●●なのですが、今度、新しく認定こども園を建設するというので、今、農地を持っておりまして、これは子どもの教育用です。イモ掘りとかそういうもので使っていたのですが、その農地を受人の方に一部渡すということで、この6番があります。そして一部でありまして、残った農地は今度、4条のほうで、それを今度、新しい認定こども園に転用するという案件がまた出てきます。そして5条でこの受人が持っていた農地をこの●●に移転して、転用して、今度こども園の建設に使うというような案件が三つここに出てきておりますが、いずれもこの●●の認定こども園の建設に関する内容ということで、ご理解いただければよいと思います。以上です。

議 長 続きます、南部地区調査会長から、8番から11番お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。よろしく申し上げます。8番と9番は、農地への進入路を確保するための農地交換です。10番は有償、12番は無償になりますが、所有権移転。いずれも許可要件に適合しておりますので、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きます、東部地区調査会長から、12番から16番お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村と申します。12番と13番であります、お互いに自宅のそばに農地を交換しようということで、効率を良くしようという案件であります。14番につきましては、草刈りのみということで農業をやってなかったのですが、●●さんが借りるということであります。あと15番につきましては、娘さんの農業次世代投資資金で、昔で言う青年就農給付金の関係であります。その準備型を活用したということであります。それでその条件の中に、5年以内に、親元就農に入った場合ですけれど、経営を継承しなくてはいけないということになっておりまして、それが来年の3月くらいまでということで、今回、継承したということであります。ちなみにお父さんのほうもちょっと体を壊したということで、ちょうどいい時期だったとい

うような感じであります。あと16番につきましては、飯綱町の方なのでありますが、松代にいる行政書士さんのほうから、誰か土地を借りてくれる人いないかというような話を情報で得まして、急きょこの法人が借りていきたいということで決めたものであります。他の地域に規模拡大をしながら地域の新しい場所で継承、拡大していこうというようなこともありまして、ちょうどいい機会で借りたということであります。以上であります。調査会で検討した結果、許可条件とかに適合しておりますので、特に問題はないということで判断をさせていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からのご報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にないですか。

【質疑なし】

議 長 それではないようでございますので、採決に移らせていただきます。議案第195号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認いたしましたので、議案第195号は提案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第196号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 事務局 長 補佐 議案第196号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明を申し上げます。農地法等議案の7ページをご覧ください。番号1番から番号3番までの3件です。1番は認定こども園を建築する転用案件です。開発許可を要する案件となります。本土地及び5条の3番で取得する土地の他に、隣接する旧公園用地を取得して認定こども園を建築するものです。続いて2番は農家住宅及び農業用倉庫を建築する転用案件です。3番は住宅敷地を拡張して駐車場を設置する転用案件です。内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほどをお願い申し上げます。なお先月の総会で許可すべきものとご決定をいただき、県に進達いたしました農地法第4条の3件の案件は、開発許可を要する1件を除いて許可済みとなっておりますので、報告させていただきます。以上ですがよろしくお願いたします。

議 長 ただ今、事務局の説明がありました。それではこの案件につ

きまして、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに中部地区調査会長から、1番お願いいたします

北村地区調査会長 北村です。先ほどちょっと触れましたけども、保育用の畑として持っていたものの一部を認定こども園の建築に活用するということでありまして、周辺農地の営農条件等支障がありませんので、問題ないと判断をしました。

議 長 続きまして東部地区調査会長から2番、3番をお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。2番につきましては後でも出てきますが、5条の8番と関連するのですが、●●さんが現在の自宅とは別の農地に、子どもさんと一緒に農家住宅や農業用の倉庫を建てるということでもあります。8番のほうで子どもさんの関係が出てきます。3番につきましては、住宅敷地を拡張して駐車場を設置するという案件であります。調査会で検討した結果、許可条件に適合しておりまして、特に問題はないということで判断させていただきました。以上です

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第196号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認いたしましたので、議案第196号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第197号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第197号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。農地法等議案の9ページをご覧ください。番号1番から11ページの8番までの8件です。1番は新田川の河川改修に要する通路及び資材置き場の設置のため一時使用するもので、許可日から令和4年3月20日までの一時転用案件です。2番は裾花川の河川工事に伴う進入路、駐車場、及び資材置き場設置のため一時使用するもので、許可日から令和4年4月30日までの一時転用案件です。3番は認定こども園を建築する転用案件で、4条1番の案件と関連するもので

す。10 ページをご覧ください。4 番は砂利採取用地として一時使用するもので、許可日から1年間の一時転用案件です。5番は駐車場、資材置き場を設置する転用案件です。6番は自己用住宅を建築する転用案件です。11 ページをご覧ください。7番は市道の舗装工事に伴い、駐車場、資材置き場の設置のため一時使用するもので、許可日から令和4年3月31日までの一時転用案件です。8番は農家住宅、農業用倉庫を建築する転用案件です。4条2番の案件と関連で借人は貸人の息子さんであり、親子共同で2世帯住宅を建築するものです。なお、番号3番と6番は備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、認可の見込みのあるものでございます。以上説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地条件等、特に問題ないと判断をいたしました。なお、先月の総会で許可すべきものをご決定をいただき、県に進達いたしました農地法第5条の13件の案件のうち11件は許可済みとなっておりますが、開発許可の必要な2件につきましては許可書がまだ届いておりませんが、許可は間違いのないものと考えております。以上になりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から8番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番、お願いいたします。

関 地区調査会長 　北部調査会の関です。ナンバー1について周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から、2番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 　西部調査会の岡村です。許可条件に適合しており、原案どおり問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、3番から5番お願いいたします。

北村地区調査会長 　3番であります。先ほど来、出ておる認定こども園の建設の件でございます。めくっていただきまして、4番は砂利採取の一時転用。5番は事業拡大に伴って本社に隣接する農地の駐車場ないし資材置き場の確保ということで、いずれも周辺農地の営農条件に支障が出ないということで、許可相当と判断いた

しました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、6番お願いいたします。
村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。6番ですが、地区調査会で検討した結果、許可要件に適合しておりますし、それから宅地になると東側が畑なんです、地主さんの了解も取れており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは東部地区調査会長から7、8番をお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。7番につきましては、市道の舗装工事ということであります。許可日から令和4年3月31日までの一時転用ということで、駐車場や資材置き場にするという案件であります。次、8番であります、先ほどの4条で出ました、2番と関連がありまして、●●さんが親子と一緒に農家住宅を建てるという案件であります。調査会で検討した結果、許可条件に適合しております、特に問題はないと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようございますので、採決に入ります。議案第197号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。議案第197号は全て許可相当と決定をいたしました。

続きまして、議案第198号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第198号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明申し上げます。農地法等議案の13ページをご覧ください。相続した農地が高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくてもその税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度です。この制度を利用して税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。これを受けるための主な要件として、相続人は引き続き農業経営をすると認められる人であること、利用

権設定等促進事業及び農地中間管理事業の特定貸し付けを行った場合にも、適用されることとなっております。今月は1件ですが、その適格者であるかご決定をいただくものでございます。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは西部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

岡村地区調査会長 　西部調査会の岡村です。本人からいろいろと説明を受けたわけでございますけども、その結果、今、事務局から説明ありましたように、原案どおり問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明についてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 　質問はありませんので、採決に入ります。議案第198号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって議案第198号は原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、議案第199号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課
山田主事 　農業政策課、山田と申します。ご説明の前に地区調査会でも説明がありましたが、議案第199号の1ページ、2ページ、17ページに訂正がありましたため差し替えをさせていただいております。ご確認をお願いいたします。それでは議案第199号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明を申し上げます。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、1、長野市基本構想に適合すること、2、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、3、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、4、下限面積についてであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

　それではお手元の議案別冊1-1の2ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりで、総件数は313件、総面積は300,482.04㎡でございます。ペ

ージを戻りまして、1ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様で今回利用権の設定を受ける方は107名、利用権を設定する方は219名となっております。以上につきましてご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは審議に入らせていただきます。まず1の所有権移転関係につきましては、順次、各地区調査会長から報告をいただき質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決をさせていただきます。次に利用権設定関係ですが、2から5の賃借権、使用貸借権については一括してご報告をいただきます。なお、6の農地中間管理事業と7の農地中間管理事業使用貸借権については、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものでございますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で一括採決を行う方法で進めさせていただきますと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また別紙1の案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当いたしますので、関係する委員に退席いただき、審議から採決までを単独で行いたいと思います。さらに別紙2の案件につきましては、下限面積要件のため所有権移転と利用権設定に関係がありますので、審査から採決まで単独で行いたいと思いますので、よろしいでしょうか。いいですね。それでは初めに1の所有権移転関係の1番から14番について、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番から4番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1番から4番については原案のとおりで良いと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から5番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。5番でございますけども、下限面積を満たしており、原案どおり問題なしと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から6番から7番、お願いいたします。

北村地区調査会長 6番、7番とも、原案どおり決定することで問題はないというふうに判断をいたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から8番、9番をお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。8番、9番いずれも下限面積等

の要件を満たしておりますので、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは最後に東部地区調査会長から 10 番から 14 番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。10 番から 14 番につきまして、何らかの形で農業ができない方が、一生懸命やる農家の方に貸すということで、調査会の中でも特に問題はないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますが、先ほど申しあげましたとおり、審査から採決までを単独で行う別紙 1 及び別紙 2 以外について行います。先ほどの農業政策課の説明及び、ただ今の地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にありませんね。

【質疑なし】

議 長 それでは質疑はございませんので、所有権移転関係のみについて採決を行います。なお別紙 1 及び別紙 2 以外の所有権移転関係につきましては、原案のと通りの決定をすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成を確認いたしました。

続きまして、委員が議事に参与することができない別紙 1 の案件について、質疑、採決を行います。別紙 1 につきましては塚田厚委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。

【塚田委員退室】

議 長 別紙 1 につきまして、先ほどの農業政策課の説明、及び地区調査会長からの報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。特にないですか。

【質疑なし】

議 長 特別に質疑がございませんので、採決に入ります。別紙 1 についての原案のとおり決定することにて、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成いただきました。塚田委員の入室を求めてください。

【塚田委員入室】

議 長 続きまして、2 から 5 の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、2、6 年未満の賃借権が 17 件、6 年から 10 年未満の賃貸借権が 3 件、10 年以上の賃貸借

権が6件、使用貸借権が18件です。初めに北部地区調査会長から検討結果をお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。それぞれ、いずれも原案のとおりでよいという判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして西部地区調査会長、お願いします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。原案どおり問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の案件ですが、原案どおり決定することで問題ないというふうに判断しました。

議 長 続きまして南部地区調査会長、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。要件を満たしており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは最後に東部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。全て原案どおり決定することで問題ないというふうに判断しました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。下限面積要件により単独で審査する別紙2以外の利用権設定関係について、質疑、採決を行います。先ほどの農業政策課の説明、並びにただ今の地区調査会の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。特にいいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは質疑がありませんので、利用権設定関係について採決を行います。別紙2以外の利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。

続きまして別紙2の案件について、質疑、採決を行います。農業政策課の説明及び地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いないですね。

【質疑なし】

議 長 それでは質疑がございませんので、採決に入ります。別紙2の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。以上で議案第199号は、全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第200号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定めた、農用地利用集積計画の一部取り消

しの決定についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課
山田主事

農業政策課、山田です。議案第200号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの決定についてご説明申し上げます。議案別冊2をご覧ください。農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て定めることとされており、取り消しの決定を行う場合も、農業委員会の決定を経て行うことが必要であるとされているため、決定をお願いするものです。今回、取り消しの決定を求める議案は2件です。1件目は公告日令和3年8月1日で、7月30日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は利用権設定関係、農地中間管理事業賃貸借権です。所在、戸隠豊岡和沢●●、●●、種目は田、面積はそれぞれ236㎡、637㎡。貸付人は●●さんで長野県農業開発公社が借り受け、●●さんへ貸し付けるものです。今回の取り消し理由ですが、●●さん死亡のためです。

2件目は公告日令和3年10月1日で、9月30日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は利用権設定関係、農地中間管理事業、賃貸借権です。所在、篠ノ井杵淵南アンコウ●●、地目は田、面積は1,636㎡、貸付人は●●さんで、長野県農業開発公社が借り受け、●●さんへ貸し付けるものです。今回の取り消し理由ですが、貸付人●●さん死亡のためです。以上につきましてご決定いただきますよう、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお願いいたします。初めに西部地区調査会長から120番、122番をお願いいたします。

岡村地区調査会長

西部調査会の岡村です。ただ今の事務局から説明ありましたように、原案どおり問題なしと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長

続きまして南部地区調査会長から207番、208番お願いいたします。

村田地区調査会長

南部調査会の村田です。これについてもいずれも問題ないと判断しました。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いいですか。

【質疑なし】

議 長

ないようでございますので、採決に入ります。議案第200号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認しましたので、議案第 200 号は全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 201 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 事務局長補佐 議案第 201 号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の 15 ページをご覧ください。番号 1 番から 17 ページの 47 番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林、原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付し、農地所有者からの非農地通知交付申請書により、総会で非農地決定をお願いするものです。表の下に集計が載っております。今月ご決定いただくものは山林が 5 筆で面積が 1,890 m²。原野は 42 筆で面積は 15,969 m²。合わせて 47 筆、17,859 m²でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にないですか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 201 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。議案第 201 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告第 90 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 91 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 92 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についての、3 件について、事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 事務局長補佐 報告第 90 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、ご報告申し上げます。19 ページをご覧ください。番号 53 番から 20 ページの 59 番までの 7 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 91 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に

よる届出について、ご報告申し上げます。21 ページをご覧ください。番号 112 番から 24 ページの 124 番までの 13 件です。同じく市街化区域内の届け出ですが、5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして報告第 92 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてご報告申し上げます。25 ページ、ご覧ください。番号 1 番、2 番の 2 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は、4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届け出書を提出していただいております。内容については記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 90 号、第 91 号及び第 92 号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 　報告内容でございます。質問等がなければ、ご了解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

　以上で農地法に関わる議案については全て終了いたしました。ただ今、14 時 25 分です。あとの議題もございますので、ここで 10 分間、休憩に入りたいと思っております。この部屋の時計で 14 時 35 分に議事を再開いたします。これでいったん休憩いたします。

【休 憩】

議 長 　それでは再開の定刻になりましたので、総会の議事を再開いたします。次に、その他農業委員会業務に関わる事項について審議いたします。議案第 202 号 別段の面積（下限面積）についてを議題といたします。本件につきましては、今月の各地区調査会で事務局から説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を含め、議案の説明をお願いいたします。

竹下事務局長補佐 　議案第 202 号 別段の面積（下限面積）についてご説明を申し上げます。第 22 回総会資料ナンバー 1 をご覧ください。まず 1 の別段の面積の設定の根拠ですが、4 行目の農業委員会の適正な事務実施について、において、農業委員会は毎年、別段の面積の設定または修正の必要性について審議することとなって

います。2の方針ですが、今年度の見直しは行わず、現行のままとするものです。3の理由として、面積の設定にあたりましては農林業センサスの結果をもとにしておりますが、2020年農林業センサスの結果の公表が令和4年4月以降になると見込まれるためです。また中山間地域は新規就農を増進する観点から一律10アールとしていること、さらに定住対策、遊休農地解消の一助として、空き家に付随する農地に係る別段面積を1アール以上10アール未満と定めており、引き続き対策として継続していくことが妥当と考えるため、現行のままとするものです。

本件につきましては、各地区調査会でご説明をさせていただき、中部地区調査会においてご意見をいただきました。空き家に付随した農地の下限面積の関係で農地の要件についてのご意見であります。現在の要件では当該空き家に隣接または近接するものとしており、農地が宅地に接しているか、道路、水路を挟んで宅地と接している場合としていますが、宅地から離れているような場合でもよいのではないかとというものです。事務局としましては、どの程度離れているものまで認めるのかという問題となることや、要項を制定して2年目ということもあり、要項に記載の近接の範囲にとどめ、宅地から離れた農地の取得については農家創設をお願いしたいと考えており、今年度は現行のままとしたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がございました。地区調査会長から補足説明がございましたら、いかがでしょうか。いいですか。中部地区さん、よろしいですか。

北村地区調査会長 　議論をさせてもらってこれで良いということです。

議 長 　分かりました。それでは特段ご意見がなければ、採決に入らせていただきます。議案第202号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。よって議案第202号は、原案のとおり決定をいたしました。次に議案第203号 長野市農政懇談会についてを議題といたします。本件につきましては、今月の各地区調査会で事務局から説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を含めて議案の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 　事務局の竹内です。私のほうから説明させていただきます。議案第203号長野市農政懇談会について、こちらをご覧くださいと思います。年度当初の計画でもお話ししましたが、市

長選があったことから、日程につきましては、2月18日の金曜日午後3時から5時まで、その後、懇親会を予定しております。場所はホテル国際21、出席予定者ということではありますが、市長と市の農政部局、それから全農業委員と推進委員ということで、全部で約80名を予定しております。

去年はコロナの状況で推進委員の人数を減じてということでしたが、今回、今のところまだ落ち着いておりますので、全員での参加ということで考えております。それから内容ですが、後ほど議案でも説明いたしますが、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長へ提出しまして、それを踏まえて現状の課題について、テーマ別に意見交換をしたいと考えております。なおこちらの農政懇談会につきましては、11月の地区調査会におきまして説明させていただきましたが、特段、意見は頂いていない状況であります。事務局からは以上ですが、お願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より長野市農政懇談会につきましての説明をいただきました。地区調査会で検討いただいたということでございますけれども、調査会長、何か補足ございますか。特にございませんね。全体を通して皆さまがたのほうから、いかがでしょうか。荻原新市長になって初めての農政懇談会ということで、これから時間をかけて内容を詳細に詰めていきたいということでもよろしいですかね。それでは議案第203号について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成を確認いたしましたので、議案第203号は原案のとおり決定をいたしました。

次に議案第204号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。本件につきましては、今月の各地区調査会で事務局から説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を含めて議案の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。議案第204号 農地等利用最適化推進政策に関する意見書について、こちらにつきましては11月の地区調査会で説明させていただきました。その中で出た意見をもとに、今回一部修正してございます。まず2ページの中段になりますが、2番の担い手の農地利用の集積・集約化についてのテーマの中の②番、農業労働力の安定確保と人材育成のところではありますが、この中で2行目ですが、「お手伝いさん事業」に加え、JAや民間派遣会社等に事業参入を促進するとあります

が、東部地区調査会から、JA では市の農業公社に人材を派遣して「お手伝いさん事業」に関わっている。また、JA では令和3年度から1日農業バイト、デイワークアプリも活用して農業者にも周知案内をしているということで、JA は積極的にそこに関わっているということで意見いただいております。従いましてJA という文言は抜いたほうが良いのではということで今回消してございます。

それから、その下の③番の原油価格高騰に対する支援、こちらは北部地区調査会から出た意見でありまして、今回、追加したものであります。ただ、こちらにつきましては、平成20年頃にも似たような原油価格の高騰ということがありまして、その時にも国や県の方ですぐに支援、対応しているという中で、12月の地区調査会でまた意見をお聞きしまして、12月の総会で掲載について確定、決定したいと考えております。もし、この辺の状況や、対応策が打ち出されてくれば、見直しすることになると思います。事務局からは以上であります。

議 長 今、事務局から資料の説明がございました。原案に対して2点、北部調査会さんから出た原油高騰に対する支援策を追加してほしい。それからもう一つは、東部調査会から人材派遣事業について、JA のここでの表現については削除するという2件のご意見が調査会から出ました。その内容も含めて委員のほうから追加したい意見が他にございましたらお願いします。いかがでしょうか。

北村地区調査会長 中部調査会ではもう一回これをみんなで読み込んで、次までに何かあれば出させてもらおうということで整理してあります。③はそうだなと思うのですが、この農地等利用最適化推進施策ということでいいのかどうか。つまり農業振興という観点でここにどんどん持っていった方がいいのか。それとも農地利用等に関してにするのか。ちょっとその辺の整理をされた方がいいのではないかという感じがします。

議 長 事務局で何かコメントございますか？

竹内事務局長補佐 事務局としましては、2の担い手への農地利用集積・集約化、農業経営が悪化してくると担い手に集積がしづらいという観点から、一応ここに載せても良いのかなということで、この2のテーマの③に付け加えてありますが、また意見いただいた中で検討していきたいと思っております。

議 長 ではいいですか。いずれにいたしましても、今日これを決定するつもりはございません。これは2月の市長さんとの懇談会のときに意見書を提出するという最終的な段取りになりますので、さらにもうちょっと時間をかけて、それぞれの調査会な

り委員の各位のご意見を反映させて、充実させていければいいかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。特段なければ今日のところは、この議題については継続審議ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。それではそういう扱いにさせていただきます。以上で予定をしておりました議事が終了いたしました。調査会等々含めて、皆さん方からご意見あればお願いします。

岡村地区調査会長

すみません。お時間頂戴して申し訳ないのですが、今年の果樹は、非常に今まで経験したことの無いほどの不作と、収量がなかったというか、品質も悪かった。原因ですが、一番は遅霜だったので、これから温暖化で毎年のように春先は急ぐと思うのですよね。今年のアンズも3月の22日には開花し、26日には満開になりました。その後4月の初めには、大体毎年のように霜が降りる。だから今年は2割減じゃなくて2割きりしか取れなかった。うちの近くではですね。ゼロってところもあるようです。皮肉なもので体は楽だった。

それでモモに至っても産地の篠ノ井のほうではそういう傾向。それからリンゴに至っては、私、午前中で採り終わりましたけど、見たところ、見た目は大体、例年のように付いているように見えますが、葉っぱはまた落ちてしまった。葉摘みは今年なくてよかった。収量は3分の1ぐらいないです。こんなないかなと思うぐらい少ないです。そこにきて品質が悪い。これは何が悪いかっていうと、適期に消毒ができなかったということもあるかもしれませんが、それなりに今までの防除暦がいくらか狂いだしているっていうのが、これは陽気がそういうことをさせていると思います。ですからこれからは気候に応じたそういう対策を、今から構築をしていかないと間に合わないと思います。また来年も同じようなことが繰り返される。だからそういうことのないように、農業委員会だけじゃなくて、農業者全員の中でそういう検討をして、いいものに構築をしてそれを皆さんでバックアップしていくことが必要になると感じています。水稻にしてもそうですよね。今、逆に言えばコメは採れないほうがいいって言う人もいますが、くどいようですが、農業者団体、関係団体が一緒になって、いい方策をみんなでできればと思いますので、よろしく願いいたします。

議

長

今の関係につきましては、今年も、例えば春先の凍霜害等々につきましては、長野市長さんに直接、JAさんと含めて対策について申し入れをしていますし、当然、それに対する回答も農林部のほうから聞きたいと思います。農協、議会に対しては、対策委員会においてもここら辺について具体的な提案をして

ございますし、同じ共通認識に立っているというふうには私は見えています。なおかつ今私は長野県の農業会議に毎月、出ていますけれども、そこでも県の農政部長に対して、今回の特に果樹等々における大きな損失についてもお願いをしています。具体的な形で防霜ファンの設置に対する具体的な施策だとか、それからいわゆる共済、収入保険等々についてはもうちょっと簡単にとか、容易に支援していただくような内容についても検討してくれとお願いしています。2月に県の農政部長さんとの懇談会がございます。そんな場を切り口としまして、さらに12月の18日に北信地区の選出の国会議員さんが懇談会を予定しています。当然、1区の先生方が全て参加されると聞いています。それで私のほうも、今、岡村調査会長が言われたような話も議題としては挙げていますので、直接、国会議員の先生方に、その辺についても訴えることを考えています。

いずれにしても、あらゆる場所で長野市農業委員会としての情報発信をしていきたいと思えます。それに対するアウトプットを、またそれぞれの場でご報告なりしていければいいのかなというふうに思っておりますので、なかなか話の内容も大きいですから、即効性のある対応ができないと思えますけれども、いずれにしてもコツコツと対応していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

岡村地区調査会長　もう一件だけよろしいですか。今農業保険のことについてお話ありましたけども、今、青色申告しませんと収入保険には入れないんですね。だからその辺も大きな捉え方で対応してもらうような制度改正等が行われればと思えますので、併せましてお願いします。

議　　長　　一応、その辺の項目も入っています。

岡村地区調査会長　ありがとうございます。

議　　長　　ただ、なかなか国の制度なものですから、そう簡単にはいきません。

岡村地区調査会長　いかないです。

議　　長　　全国民が納得しなければいけませんので、なかなかその辺は難しいと思えますけども、課題としては入れています。

岡村地区調査会長　ありがとうございます。

塚　田　委　員　いいですか。

議　　長　　塚田委員、どうぞ。

塚　田　委　員　今の自然環境が最近おかしくなっているっていうようなことで、農業っていうのは、やはり自然に非常に左右される職業の一つで、新規で就農する方が非常に少ないっていうのは不安定な業界だっていうことであると思えます。例えば自分の子ど

もが市役所に勤めるのか、家の大規模にやっている農業を継ぐのかっていうと、大抵の方が、もしかしたら、市役所へ勤めたほうがいいぞっていうご家庭は非常に多いんじゃないかと思うんです。やはり安定してないというところが非常に、昔から農業はそういうものだという私は認識なのですけれども。特にここに来て、非常に極端な気候っていうのがちょっと目立つような感じです。そこで国が今おっしゃったような収入保険とかできて、私も、できて早速、もうそれは最初から入っているのですけれども、ただ非常に掛け金が高いんですよ。ちょっと生命保険でなんてそういう額ではなくて、掛け金が掛け捨ての部分も含めて非常に大きいということです。議会のほうでも、その部分は補てんしてというような話には出たということで聞いておりますけれども、いろんな自治体で収入保険の補てんっていうことで、補助金ってというような形で出ているっていう声も聞くので、その辺の、もし事務局のほうで、他市町村で収入保険に対する補てんっていう補助金みたいなものがデータとして、どのぐらいの自治体がそういったものを補助しているのか、そういったものがもしあればお聞きしたいなと思います。ぜひ安心して農業に入れるという意味では、その収入保険をなるべく負担が少ないような形でということであれば、安心して営農できるという一つの良い要因にもなると思いますので、そうしたところでお話しいただければありがたいなとそんなふうに思っています。以上です。

議長
市川事務局長

何かこのご意見に対して事務局ありますか。
青木会長が収集してくださった県内自治体の状況の資料がございますので、調査会でお配りしたいと思いますがよろしいでしょうか。

塚田委員
市川事務局長
塚田委員
議長

あればいただきたいなと思います。
それでよろしいでしょうか。
はい。お願いします。
塚田委員さん、そのベースのデータは既に市長さんのほうへも農林部長を通して出していますし、それから農林業振興対策特別委員会の方にも出させてもらっていますので、一応、共通認識を持っていただいているとは思っています。それをいかに、実行していくかということで、対策を含め尽力したいというふうに思っています。よろしくお願いします。他、いかがですか。それでは議題につきましては以上でございます。ご審議ご協力いただきありがとうございます。一応、私のほうはこれで、曾根代理さんのほうにバトンタッチをさせていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移りますが、全体を通じまして何かご意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。なければ事務局から今後の日程説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 それでは次第の一番下をご覧いただきたいと思いますが、今回の総会ですが、12月27日の月曜日午後1時半から3時、場所はここの203会議室を予定しております。年末のお忙しい中ですがよろしく願いいたします。それから、次第の裏面をご覧いただきたいと思いますが、上段に12月の地区調査会の状況を載せてございますのでまたご覧ください。それから3番、今後の会議日程ということですが、1月末の総会まで載せてございますので、ご予約いただきたいと思います。事務局からは以上ですが、よろしく願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。では以上で、第22回の総会を終了いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。